

平成 2 8 年 1 0 月 1 9 日

平成 2 8 年 第 3 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

平成 2 8 年 第 3 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 1 0 月 1 9 日 (水)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 前 1 1 時 4 3 分

出 席 議 員 (1 0 名)

| | | | | | |
|-----|-----|-------|-------|-----|-----|
| 1 番 | 竹 内 | き み 代 | 2 番 | 藤 井 | 清 隆 |
| 3 番 | 村 山 | 一 彦 | 4 番 | 吉 田 | 哲 也 |
| 5 番 | 井 上 | 武 津 男 | 6 番 | 岡 田 | 泰 正 |
| 7 番 | 岡 本 | 正 意 | 8 番 | 小 西 | 啓 |
| 9 番 | 岡 田 | 勇 | 1 0 番 | 畑 | 武 志 |

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 北 淳 司

書 記 島 川 昌 代

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|-------|
| 町長 | 堀忠雄 |
| 副町長 | 奥田右 |
| 総務課長 | 中嶋浩喜 |
| 総務課地方創生担当課長 | 草水清美 |
| 地域力推進課長 | 古田良明 |
| 人権啓発課長 | 井上順三 |
| 税住民課長 | 細井隆則 |
| 福祉課長 | 岡田博之 |
| 農村振興課長 | 東本繁和 |
| 農村振興課主幹 | 和賀聡 |
| 建設事業課長 | 馬場正実 |
| 会計管理者兼会計課長 | 山本千代美 |

| | |
|----------|------------|
| 議事日程 | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件 | 別紙議事日程のとおり |
| 会議の経過 | 別紙のとおり |
| 会議録署名議員 | 8番 小西 啓 |
| | 9番 岡田 勇 |

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第50号 湯船財産区管理会協議会の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第51号 西部・木屋地区等遠隔監視システム構築電気計装設備工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第52号 湯船森林公園水利確保用給水車購入契約の締結について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦勞さまでございます。

ただいまから、平成 2 8 年和東町議会第 3 回臨時会を開会いたします。

久保国民健康保険診療所事務長の欠席連絡がありました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

本日は、第 3 回和東町議会臨時議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

また、日ごろは和東町の行政に対して何かとご理解、ご協力を賜っておりますことを、この場をかりて厚く御礼申し上げます。

今回お願いいたしましたのは、条例改正 1 件、契約関係 2 件を予定いたしております。どうか慎重なご審議をいただきまして、原案どおりご承認いただきますことを切にお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はご苦勞さまでございます。ありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、8 番、小西 啓議員、9 番、岡田 勇議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

諸般の報告をさせていただきたいと思います。

去る10月6日に一部新聞報道がありました後期高齢者医療保険料の二重引き落とし事務ミスにつきましては、被保険者の方々に大変なご迷惑をおかけいたしましたことにつきまして深くおわびを申し上げさせていただきたいと思います。

今般の事務ミスの内容につきましては、既に新聞報道等でご存じのことと存じますが、これにつきましては新聞報道後に精査いたしまして、割り振りに金額の一部訂正がある。全額については変わりはないんですが、皆さんの割り振りには少し変動があるわけなんです、議員の皆様方には経過報告資料としてお渡しさせていただいております内容でございます。

今回のミスが発覚いたしましたのは、10月3日に被保険者の方から指摘により二重引き落としの事務が判明いたしました。担当課は同日から4日の午前中にかけて各金融機関に状況確認し、4日午後から担当職員等が手分けし、被保険者宅に電話または訪問し、事務説明の事情説明の上、謝罪をさせていただきました。このときに還付させていただくか、よろしければ次期に充当させていただきたい旨、伝えさせていただき、還付が1件で充当が83件となっており、10月9日をもって全ての被保険者の方に連絡を終えております。

今般のデータ処理ミスは全てにデータ処理が行われているにもかかわらず、データ処理画面上を注意深く確認せず、処理が終わっていないと思い込み、再処理をしたことが原因となっております。

今後の再発防止としては、報告資料にも記載しておりますが、担当者は一旦そこに立ちどまって、あわせて複数の者で確認するよう体制を強化し、住民の皆さんに信頼していただける役場を目指していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本当に申しわけございませんでした。

○議長（畑 武志君）

議長より報告いたします。

監査委員より、平成28年度第5回の出納検査が行われましたので、結果報告の閲覧をご希望の議員は事務局にてごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、議案第50号 湯船財産区管理会協議の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第50号の提案理由を申し上げます。

湯船財産区管理会委員の選任方法を現行の選挙によるものから地元住民自治組織の推薦に基づく町長選任に変更することと、委員定数を7人から5人に減じる等の改正を行うため、本条例を提案させていただきたい次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

それでは、議案第50号のご説明を申し上げます。

議案第50号

湯船財産区管理会協議の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成28年10月19日提出

和東町長 堀 忠雄

次のページでございます。

湯船財産区管理会協議の一部を改正する条例

湯船財産区管理会協議の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「7人」を「5人」に改める。

第3条を次のように改める。

（委員の選任）

第3条 委員は、湯船財産区の区域内に住所を有する者で、和東町の議会の議員の選挙の被選挙権を有する者の中から地元住民自治組織の協議により推薦された者を町長が選任する。

第4条第1項中「有するもの」を「有する者」に改める。

第7条第1項中「4人」を「3人」に改める。

附則、この条例は、平成28年10月21日から施行するということでございます。

次のページ、資料No.50ということで、新旧対照表をつけさせていただいております。

第2条設置及び組織ということで、現行の7人から5人に2名減じるということでございます。

第3条の委員の選任でございますが、現行の協議につきましては、公職選挙法に基

づく選挙によりまして選任するということをございますが、現行協議に基づきまして、10月4日に選挙の告示をさせていただいたところをございます。しかしながら、候補者がゼロという状況をございました。そういった状況を受けまして、湯船財産区管理会等と協議をさせていただきまして、委員の選任方法を今回提案させていただきました。地元住民自治組織の協議により推薦された者を町長が選任するという形で提案させていただいておるところをございます。

4条につきましては、平仮名表記を漢字表記に、「もの」を漢字表記に改めるということと、あと、第7条をございますけれども、定数の減に伴いまして、過半数の人数をあらわすということで、3人以上ということに変更させていただいたところをございます。

次のページに湯船財産区管理会長からの同意書をつけさせていただいておるところをございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

今、総務課長からの説明で十分わかっておりますが、質問させていただきます。

非常に簡単な議案ですよ。定数7を5にする。そして、選挙の立候補者がいなくなったら今度は町長が任命する。そして、平仮名を漢字にする。そして、4人を3人にするということですよ。非常に簡単明瞭ですよ。

そして、これは9月の議会に管理委員の報酬のときに、財産区のほうからの相談事があったと思うんですが、そのときに、今度このようなことになったときには新旧対照表にあるように条例改正とかいろんなことをしていただかないとだめだという大体の内示とかそういうことがあって、そして前へ進まれてきたと思うんですけれど、急

遽こんなことがあれば、また対処の仕方が違って、なかなか今日の臨時会にこれを提出するということにはできないはずだと思います。

そして、あす、管理委員会の任期が切れます。ですから、どうしても急いでこの条例改正をしないとだめだ。そして、新旧対照表をつくらないとだめだということになります。これは大体いつごろこの案ができ上がりましたか。ということは、10月11日の12日ごろですね、管理会を開かれたと思います。そのときにこの内容を管理委員会に提出されているはずですね。そのときにはこれはでき上がってきたということですか。それともまだでき上がってなくて、後で管理委員会の会長に報告したとか、そういうことがあるんですか、ちょっと説明していただきたいんですが。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

先ほどご説明申し上げましたように、湯船財産区管理委員会の一般選挙ということで一定日程を決定いたしまして、10月4日が告示日ということで立候補の届け出を受けたわけでございます。

その結果、立候補者がゼロということでございました。その状況を即座に勘案いたしまして、10月5日に一定の事務処理を行いまして、財産区管理会と同意を求める文書を作成いたしまして、管理会のほうで協議をしていただいて同意をしていただくという手続に入ったというところでございます。議案にもございましたようにも、10月12日付で同意をしていただいたというところでございます。まず、立候補者がゼロというところで、公的な文書的なやりとりをさせていただいたというところでございます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○ 8 番（小西 啓君）

よくわかりました。

このように至ったということは、いろんな要件が重なっております。私も地元の被選挙権を要する者ですから、湯船財産区のことには非常に注視をし、考えておりますし、見ていかないとだめだということはよくわかっています。非常に困ったような状態になってきているということは町長を含め副町長もよく考えていただいて、これからの財産区をどうしていくかということを考えてもらいたいと思います。そしてまた、町長が任命された後すぐ管理会を開いていただいて、町長も副町長も出席の上、そしてこれからの対策に講じていただきたいと思います。

湯船の人の大事な財産だと思えます。でも、そこで果実が実らなければ自然消滅してどうにもならなくなります。やはり先人の残してくれたものは大事にしていきたいと思えますから、その辺のことをよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第 50 号 湯船財産区管理会協議の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 50 号 湯船財産区管理会協議の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 51 号 西部・木屋地区等遠隔監視システム構築電気計装設備工

事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第51号の提案理由を申し上げます。

西部・木屋地区等遠隔監視システム構築電気計装設備工事を、去る平成28年9月30日に一般競争入札に付し、請負契約金額が5,000万円を超えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めたく、ここに提案させていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、議案第51号についての説明をさせていただきます。

議案をお開きください。

議案第51号

西部・木屋地区等遠隔監視システム構築電気計装設備工事

請負契約の締結について

平成28年9月30日一般競争入札に付した、西部・木屋地区等遠隔監視システム構築電気計装設備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|------|----------------------------|
| 1 | 事業名 | 和束町簡易水道統合事業 |
| 2 | 工事名 | 西部・木屋地区等遠隔監視システム構築電気計装設備工事 |
| 3 | 工事場所 | 京都府相楽郡和束町大字木屋他地内 |

- 4 契約金額 142,560,000円
(うち消費税等相当額10,560,000円)
- 5 契約の相手方 株式会社洛南エンジニアリング 代表取締役 堀 誠典
- 6 契約の方法 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定による一般競争入札
- 7 契約期間 議会の議決を得た日の翌日から平成29年3月30日
- 8 支出科目 和東町簡易水道事業特別会計
(款)02 施設費
(項)01 施設費
(目)01 施設費
(節)15 工事請負費

平成28年10月19日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、No.51の資料の説明を行わせていただきます。

西部・木屋地区等遠隔監視システム構築電気計装設備工事の概要でございます。

1、2、3につきましては省略させていただきます。

4 工事の概要でございます。

工事につきましては、小杉加圧ポンプ所電気工事としまして直工ですが約686万円、それから小杉配水池電気工事として約507万円、木屋送水ポンプ所電気工事として約1,635万円、木屋配水池電気工事としまして約1,762万円、半田加圧ポンプ所送水ポンプ改良工事としまして約2,212万円、それから白栖配水池電気工事としまして約528万円、石寺配水池改良工事としまして約706万円、撰原加圧ポンプ所電気工事としまして約1,143万円、撰原配水池電気工事としまして約520万円、柚田加圧ポンプ所電気工事として約128万円、それから中部配水池電気工事としまして約51万円でございます。あくまでも直工ベースでございます。これ

に對しまして経費が約1.7ほどのりますので、1億円に到達することになります。

全体位置図を見ていただきたいと思います。

四角で囲んでいるところの設備について今回工事を行います。行う内容につきましては、先ほど読み上げた施設に対して、ここから和東中央水源、一番右の真ん中ぐらゐに書いているところまでの計装設備の工事でございます。

内容としましては、1枚めくっていただきまして、資料フローシートをご確認ください。

フローシートの下側の欄に書いていますテレメーター、それから木屋のポンプ所については新設、それから木屋配水池増設等々、主に電気のデジタルで水位等を確認するシステムを今回は各箇所から中央水源に向かつての配置をする予定でございます。

もう1枚めくっていただきまして、計装フローですけども、こういう形でテレメーターからつないでいくということになります。

前のページ、もう一度戻っていただいて、フローシート図、この状態が29年度には役場の機械、それから中央水源の機械で見えるようになるということで、今は長井浄水場で見えているものが全部役場のほうに一旦集約されて見えるようにするというので、今回はここに向かつての設備を全てやり直す分でございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

今、課長に説明していただいたんですが、遠隔監視システムというのはちょっとわかりづらいんですが、もう一度説明していただけますか。どうもわかりかねます。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

ただいまの小西議員のご質問にお答えさせていただきます。

基本的に、遠隔監視システムということになりますので、現状は浄化センターのほうで見えているんですけども、役場のほうで、パソコンの画面上で全てのものが一気に見えると。

ということが利点だといいますと、現場に走る前に施設の状況が一目にわかる。そのことによって、どこの施設をどのように対応すればいいかという概略がつかめて、そこから工事及び修理に入れるということが一番のメリットでございます。

町内には、今、西部とそれから木屋が別の水源として、今回の統合はまだ進んでおりません。その部分も含めて一元で管理するというのが大きな目的でございます、簡単に言いますと、パソコンの画面上に町内にある大きな配水池施設等の状況がわかるというシステムでございます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

現場に行かなくても、今、パソコンでちゃんと管理できるんやと、簡単に言えばそういうことですね。

そしたら、これはいつ、何月何日に何社入札されましたか。そして、落札のパーセンテージ、わかりますか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

入札につきましては9月30日に行っております。

5社応募がありまして、2社棄権、3社の入札になっております。うち、2社につきましては低価格により失格という状況になりまして、予定価格内おさまった業者の

落札になっています。

済みません、落札の率まで、今、手持ちで持っておりませんので、後でまた報告させていただきます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

5社がやって、そして3社になった。3社のうち2社が失格と。だから、1社だけやということ。それで、まだ落札のパーセンテージがわからないということは、消費税を抜いたら1億3,200万円ということですね。1億3,200万円が入ってきているということか。洛南エンジニアリングって、会社はどこにあるんですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

洛南エンジニアリングは宇治でございます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

ということは、まず落札のパーセンテージを非常に聞きたいんですけど、それがまだ手元にないということは、予想からしたら98ぐらいで落としているんですか。89とか90とか85とか、そういうことはないでしょう、多分。2社が失格してんねんから、そのような安ういかなあかんわな。ということは、そしたらお話し合いができたということになるんやろか。一度パーセンテージ教えてほしいんですけどね。99、98ではないでしょうね。その辺はどうですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

入札の予定価格に対して3社が入札を振ったということになります。そのうちの2社につきましては最低価格を下回っております。ですので、96.いくらぐらいだと思っておるんですけども、で落札されているということで、予定価格と最低価格の間で落とされているということでございます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

そしたら、今、大体で言われたんですけども、それで結構ですよ、今ないですから。96ぐらいやということですね。そうしておきましょう。

そうすると、いい落札価格ですよ、業者の方からしたらね。大体、京都府土木とか建築とか、そういうような関係はどのぐらいの数字で落札されるのか知らないですけど、多分、いってても91、80台やったら88か89ぐらいでしょう。96、97というのは異常ですよ、高過ぎますよね。

それと、遠隔監視システムというのは特殊な工事なんですか。その辺、お聞きしたいですね。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

確かに特殊な電気の計装でございますので、できる業者はございません。このたびは全国的な一般競争入札で振りしましたので、指定はしておりません。その関係で大阪から入った業者もおりますし、京都から入った業者もおられます。大体近隣の業者がほとんどですけども、その中で入札を振ったと。普通に言いますと、土木工事とか一

一般的に業者さんがおられる部分ではございませんので、その辺は特殊と考えています。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

その辺で終わりにしておきますけれど、次にまた行きます。

そしたら、このごろ一式約というのは、和東町の入札では流行しているんですか。はやっているんですか。私、これ、前のときの観光案内所するときにも一式約とか書いてあって、このごろこういうような約というのがあるのかなと思いながら、私も22年間議員をさせてもらってますけれど、なかなかなかったから、こういうようなもんかなと思って、こんでええやろと思って、そのときは質問しなかったんですけど、また次、続いてきて、やはりはやってるのかな、流行してるのかなと私、そういうふうに思いまして、やはり今、京都府でも他町村でもこういうふうな一式約というののはやっているんですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

その辺につきましては、他町村の状況は私のほうでは承知しておりません。

ただ、今回の場合、箇所が多数ある。各箇所ごとの金額が大体わかったほうが説明しやすいということと、それから「約」とつけておりますのは、一応、万円単位で直工を切らせていただいています。直工につきましては円単位まで出すことはできますけども、この後に経費がまだ若干のりますので、これを全部足していただいても9,000万円弱になりまして、残りの5,000万円近くは経費で出てくるということになりますので、その辺のことも含めまして、概略の直工金額ということでご確認いただければありがたいです。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

私は一式というのはわかるんですわ。約というのは大体日本語でどういうふうにとつたらいいんですかね、それを教えてほしいんですけど。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

まことにわかりにくい表現で申しわけございません。基本的には万円単位を切り捨てた額を今回は前に「約」とつけさせていただいております。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

「約」っていうたら、私、辞書を引いてきたんですわ。そしたら、大体ということですよ。アバウトということですね。大体何十分で行けるとか、大体何日間ぐらいかかるか、そういうような言葉だと私わかるんですけど、約束の「約」とかという感じで使われるのであると思うんですけど、こういうような工事の請け負いのときに「約」とかそういうことで使うって、これでええのかなと思うんですけど、私、納得がこの「約」というのはいかないんですけど、和東町で、はやっていくんだったらいいですよ、これからこのやり方をしようと思っているんですしたら。これでやっていくんやと。うちは工事契約は一式約でいくねや。そやさかいに経費は1.7や。それでいくねから構へんねと言うてるねんやったら、それでええねけれど、それでも私は10人の中の議員、やはり一式約というのはなかなか理解しづらいですよ。その辺、教えてほしいですよ。

そして、11カ所あって、大体1億円いかないですよ。それで、消費税を抜いたら1億3,200万円ぐらいですよ。3,200万円か、大体。そやから、その辺のところ辺で「約」って使うのやったら、これからの建設工事とか建築工事でも全部これから「約」ということになってしまうんですか。その辺すごく納得いかないんですけど、その辺を詳しくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

あくまでも契約金額は1億4,256万円でございます。これにつきましては契約金額として提示させていただいているものでございます。

資料No.51は、あくまでも説明資料のために作成させていただいたものでありまして、各箇所に係る、今、言われている工事金額のみをここに上げさせていただいております。これを全部足し込みました上に経費を掛けて契約金額になるということになりますので、小西議員が言われるように、1個ずつの契約が「約」でしているわけではございません。全部まとめて契約する関係で、先ほど言いました全体位置図の四角で囲っている部分ですね、この部分の一つずつのあくまでも直接工事費の金額でございます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

そうでしたらね、11カ所あったら1カ所ずつ独立させて、そして11カ所ありますよと。それで、この金額になりますよ。これで入札いたしますということにしたら、この一式約て言わんでもええの違います。なぜ、それができないんですかね。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

理由は二つございます。

一つにつきましては、各一つずつにしますと直工額に対しての経費になります。この関係で経費がまず上がります。これを一つずつにすると、これ以上安価におさまらないということがまずあります。

もう一つにつきましては、あくまでもシステムの統一した形でございます。先ほど言われましたように、特殊であるか特殊でないかということになるんですけども、今回は和東町の仕様に合わせた特殊なものを和東町用につくっていただくということになりますので、システムをまとめて発注するほうが明らかに安価におさまるということでこの方法をとらせていただいております。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

小西議員の質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、先ほどの入札の関係なんですけれども、今回の入札につきましては、建設業法に基づきます電気通信工業というNTTとか有線・無線に及ぶ許可を持っている業者というのが、1点、制約がかかっております。これは普通の電気工事だけではできませんので、通信業務の仕事ができる業者ということで縛りをかけております。

もう1点は、今回の工事につきましては、工事金額が1億円を超えております。そういったことで、特定建設業の許可も必要と。これは一般建設業の許可もあるんですけども、金額によりまして、これは建設業法に基づきまして特定建設業の許可を必要とする業者の指名ということで、先ほど課長が説明しましたように、今回、ネットで全国といいますか、そういったことで広く業者を募っております。そうした中で、

5社の入札参加希望があったわけですが、その中の2社が危険、あと3社で入札されたわけなんですけれども、上の予定価格というのは公表しております。ただ、下につきましては公表しておりませんので、その上の予定価格と下の予定価格の中に入ってきた方が落札といったことになります。

今回、いい工事をしていただくために下の制限価格を設けております。それを切られたために2社が落ちております。それで、最後の1社がその上と下の間に入られたということで、落札といったことになっております。

落札につきましては、課長が資料を持っていませんので申しわけございませんけれども、約96近くということで答弁しておりましたけれども、予定価格内に入っていたということでご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今の資料のつけ方なんですけれども、一応、資料ということでつけさせていただいております。その中で「約」という言葉を使っております、大変不信を抱いているということで、今、受け取っております。今後この資料につけ方につきましては、また他の町村の参考も見せていただきまして、工事の内容によりますけれども、できるだけわかりやすく資料もつけていきたいと思ひますので、ご理解のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

今、説明いただきました。よくわかりましたということは言えませんが、説明を受けましたということで置いておきます。

1カ所ずつやると経費が高くなるということで、今、言われたんですけれど、経費は先ほど1.7ぐらいだと言っておられましたけれど、私が聞いているところでは大体1.4から1.5ぐらいの中に入るといふんですけれどね、それが和東町のほうでは1.7経費を見ていると。大体3ぐらい高いということですか。その辺、この1.7の根

拠はどこから出てきているんですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

済みません、私の説明の中での言葉でございます。実際には私のほうも直工のここに概数とそれから経費の率については約ということで、これも済みません、説明させていただいたものです。

まず、1.7以下で間違いないと思います。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

しつこく私が聞いていても、また、ほかの議員さんも質問されると思いますけれど、ちょっと納得いかないなと思いながらの私の質問にさせていただきますけれど、一式約、「約」というのは、やはり私は、日本語からしたら、およそ、大体、アバウトというような感じでとりますので、こういう入札をされて、そして議会の議決を求めようとする事自体図りかねますので、私は頭をひねらせていただきますので、そういうことです。

ほかの方も質問されると思いますけど、私のところはその辺で終わらせていただきます。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほどから聞かせていただいております、私のほうから答弁させていただきます。

まず、一つは、議案第51号の本来の議案書がついておりますが、議員の皆さん方にご審議をいただきたい。わかりやすいように資料をつけさせていただきました。資

料については本当は細かく書かなくてもよかった。請負契約とポンと出してもいいんですが、ご審議いただくためにどんな工事があるのか。それはおおむね大体金額かということ、これは落札された金額をこれでもって落札するんじゃないし、落札された金額の中でおおむね工事はこんだけかかっておりますよというご審議をいただきやすいようにつけたものであります。

「約」という数字が的確の中では概数とか概略数と、おおむねこういう金額がかかっておりますよと、こういうことのほうが皆さん方にご審議をいただきやすいと、こういう観点で書きました。

今後、皆さん方に工事の内容がこの工種には何ぼかかったか、直接工事のほうかわかりやすいから、直接工事だけを分けて書かせていただきました。このほうがわかっていただきやすい。こんだけ細かく書かなくてもよかったんですけども、やっぱり細かく書くほうが皆さん方によくわかっていただけるだろうと、こういう思いを持ちました。これはこれからも今の小西議員のご質問をいただきまして、より今後わかりやすく努力していく。

先ほど副町長も答弁いたしておりましたように、皆さんにわかりやすい資料、これは資料ですからね、わかってもらえるように資料で、設計、これでもって落札したんじゃない。落札の結果、この資料をつくったんですから、そういう意味で、これから皆さんの今のご質問を参考にしながら、今後さらにご審議いただくときに、わかりやすいまとめ方、わかりやすい資料のつくり方、これに努力をさせていただきたいと思えます。

私、なぜ答弁させていただきましたかと申しますと、こんな「約」で入札したんか。入札した結果、おおむねこれぐらいの「約」ですよ。本当でしたらここに書くのに直接工事何円と書いたらよかったんですが、先ほど言いましたように万どめにしてしまった。だから、万どめが丸こい数字にしたというところで「約」としたもんですから、そういうところでご理解いただきたいなど。今後さらに今のご意見を真摯にいただきま

して、今後、よりわかりやすい内容を検討して、それもよその市町村の例を参考にさせながら考えていきたい、このように思っておりますので、ひとつご理解のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

それでは、少し質問させていただきます。

今回の中央簡易水道を統一するという統合に向けて、これまで和東町の水道の淵源をたどりますと、本当に水量不足、水不足、断水、そういったことがたくさんございました。そういったところから、やはり水源確保が大事やということで、平成9年からこの簡易水道の一本化をしていこうということで平成17年にでき上がったと、このように記憶をしております。

そして、それから10年以上たちました。そういった中で、今回このようなシステムを導入していこうと。これは住民の皆さんに、より安心安全な水を供給していこうと、そういった中でこのシステム改善であるというふうに私自身はそのように受けております。

ところが、今回、先ほど小西議員が質問されましたように、私もそのように思いました。なぜ「約」なんだろうというふうにも、これは率直な意見として思いました。入札後であるのに「約」とはどういうことだというふうに、この議案書を見たならば誰でもそのように思われると思います。そこで、やはりこれは単位は万円とかいろいろな方法があったと思うんです。そこができてなかったなというふうに思います。

それと、こういうふうに列記していただくのであれば、この経費は幾らですというふうに書いていただいて、この1億4,200万円という数字に合えば何も問題のないことやと思うんですけれども、その辺が欠けていたんではないかと思えます。

担当課長、どうですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

竹内議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、言われるところはあると思います。資料ということで概数で皆さんに内容を大体わかっていただけて、その上で詳細の部分については精査しているということでこちらのほうも考えておりました。確かに、言われるとおり、直工分の工事費を書けば、この下に案分すれば経費が幾らになるのかというのが出せると思います。今後の資料作成につきましては十分注意するようにさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

ぜひとも改善をしていただきたいと思います。

それでは、少しお聞きしたいんですが、この資料の一番最後のページですが、非常に細かくて、私も虫眼鏡で見ながらずっと確認したんですが、一番下に書いていただいております今回11カ所の工事をしていただくわけですが、UPS設置は9カ所になっております。このUPSというのは停電になっても電源装置が働くという、そういうものであると思いますが、9カ所であると。11カ所のうち2カ所入っていないところがありますが、それはどのようなことでしょうか、説明願います。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

UPSにつきましては、あくまでもコンピュータの制御のために入れているもので

ございます。例えば、電磁弁だけしかないところで、そこにコンピュータ制御しないところ等々については、無停電装置は必要ないということで、ここには入っていないのが現実でございます。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

そういたしましたら、ここに入っていないのは柚田加圧ポンプ、それから中部配水電気工事、この中部とそれから柚田の2カ所が入っていないわけですが、今、説明ありましたように、その2カ所は必要ないという、そういうことなんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

中部につきましては配水池は園の上でございます。ここにつきましては事前に入っております。

それと、柚田につきましても同じく入っておりますので、ここはもともとある施設をそのまま増築するということになりますので、その点はつけておりません。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

はい、わかりました。

各所に避雷針をつけるという、これは全てにおいてつけられるのか、その辺、確認したいと思います。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

設置につきましては、これで説明していただきましたので、わかりました。

今回、この予算ですが、1 億 4 千何ぼかの大きな予算をつけていただいております。今回、当初予算の中では統合簡易水道整備工事ということで 2 億 9,100 万円という当初予算を上げていただいております。それから見ますと、今回は約半分の 1 億 4,300 万円という数字になります。その後の部分のところの計画ですね、それはどのように考えていらっしゃるのか。

先ほど説明のところ、あとは役場とそれから中央にそういう制御の機械をとというふうにおっしゃっておいりましたが、その辺のお考え、計画はどのように進めていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の質問にお答えさせていただきます。

2 億 9,000 万円弱の予算をつけております。これはあくまでも当初、申請時に出したお金でございます。本年度のきょう現在の内定しているお金が約 2 億円でございます。これにつきましては、1 億 4,000 万円の工事が発注されています。あと 3 本、今度は現場の工事を発注しています。

例えば、この施設でいいますと、木屋のポンプ場、これは去年用地を購入したところですけども、木屋峠のところにポンプ場の造営を計画しております。これは工事を発注しております。あと 2 本、これから工事を発注します。1 本につきましては、

統合に向けて連絡管の設置工事でございます。これは約3,500万円ぐらいになると思います。それから、もう1本、これは去年工事を行いました連絡管の続きの木屋の山の中から木屋の配水池までおろす工事、これが約2,000万円前後で出ると思います。それを合わせまして約2億円ちょっとの工事がこれから動くということになります。現実、ポンプ場につきましては工事は入っておりますので、このポンプ場ができた段階でこの設備をつけに行くということになりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

2億円の当初予算に2億9,000万円、これはわかりました。

その後ですが、やはり中央の制御なり、それから役場で見れるような体制をとというふうな説明もございましたが、その辺に到達するにはいつごろになるのか、どういった計画を持っていらっしゃるのか、その辺、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

今後の計画でございます。計画としましては、一応、和束町としては32年まで何とか引っ張ってほしいということで話はしております。ただ、当土木工事につきましては一旦28年で打ち切りということの国の方針でしたが、なかなか全国的に整備ができないということもありまして、ことしの6月ですかね、延期がほぼできるだろうということで、来年度予算等につきましても要望していくということで、今、京都府と調整しております。

今後の工事の内容でございます。

湯船の中央水源での最終の取りまとめの連結の工事と合わせまして、役場のほうにそれが全部見える工事は来年度計画しております。算定はしておりませんが、当初の計画でいいますと、ほぼ2億円近い。今回よりも若干高い金額を契約していかなければならない。29年度事業で今のところ何とかしてほしいということで京都府のほうに強く要望している事態でございます。

あと、残します工事につきましては、連絡管をつなぎますので、下水道の工事と合わせまして、17年度までに町内の下水が入っている部分につきましては、管の入れかえもほぼ終わりました。

それから、付随するものも統合工事の中でほぼやってきました。西部地内と木屋地内の今の管ですね、50年、60年代に入れた管の入れかえが若干残すと。これも算定しておりませんが金額は言えませんが、32年までにやるとすれば相当なお金がかかると。これにつきましても財政との十分調整をする中でやっていかないとできないということで現課のほうでは判断しています。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

わかりました。まだまだ工事が続くということで、この予算に関しまして、今回の国の臨時国会、そこで水道の耐震化というのが出ておりました。これは経済対策でもあって、そして上下水道の整備をやっていきたいと思いますということで、国といたしましても補正予算に耐震化支援として400億円を計上するという、こういう記事が出ております。まだまだ議論はされていくと思いますが、国も古いものを新しく変えていこうというような方向性に立っております。今までは公共の建物でしたが、いよいよ上下水道に予算をつけていくというふうにもなりました。ですから、この辺もしっかり予算をとっていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

ただいまのご質問でございますけども、まさにそのとおりだと思っております。今の補正予算につきましても、実は28年度事業で終わりであったもの、29年に向けての予算化でございます。ただ、何分、日本全部を見ますと、震災等々でかなりやられている地域があります。その辺で京都府に予算がどれだけ来るかというのはなかなか難しいところですけども、ことしでいうと、約3億円のうち2億円ということですので、何とか頑張って予算をできるだけ多く上げて、なおかつそれに近い金額をうちとしてはとりたいというように思っております。

ただ、これにつきましては、あくまでも財政担当者といろいろ調整をしないと、起債の発行等もいろいろ出てきますので、赤字会計には持っていきませんので、その部分で調整するということになりますので、なかなか進捗には難しい部分があると思っておりますけども、鋭意努力させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

もう1点ですが、この夏に私は住民の方から相談を受けました。これは西和東地域の男性の方やったんですけども、うちの地域はまだ西部の水道を飲んでいるんですねというふうな、今まで段階的にやってきたことが、今はもう全ての方が湯船の中央の安心安全なお水を皆さんで飲んでいただいているんですよ。木屋はまだ進捗中ですがというふうな説明をしましても、いや、あるところから聞いた。それは本当に西部の水が西和東地域にはまだ行っているんやと、がんとして聞かれない方お二人に私は質問を受けました。そういったことをまだいまだに不信というか、安心して飲んでいられないという事実があるということをおは担当課にも申し上げましたが、やはりこういうふうになってきたのは、一つは行政の責任でもあるなというふうに思っ

ております。

そこです、私たちは水道委員会には、諮問委員会ですので、これは入らないようにしようというふうに決めました。23年度にそういうふうを決めまして、そこから議員は水道委員会に入っておりませんが、水道委員会はどのように開催されて実行されているのか、その辺、お答えください。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

竹内議員の質問にお答えさせていただきます。

私の言える範囲になりますけども、基本、水道委員会は諮問委員会ということで、いろいろ案件が発生しました段階等々で委員会を開催しております。前回の開催につきましては条例改正の段階で行いました。この条例改正は何かといいますと、統合にかかわる関係の条例の改正でございます。

全体傾向を説明させていただきましたときにも、今、竹内議員がおっしゃられた西部水源の話も個々出ておりました。その形で27年、28年、29年と計画を続けてきております。大きな案件は今のところございませんので、27年度につきましては開催されていない。28年度につきましては最終年度になります。それと、28年度までの計画でずっと来ておりましたので、29年度の予算及びその辺の関係が出てきた段階でまた諮問委員会にかけて計画等々、それから先ほど言われてました西部水源等々の内面的な件についての協議を、また、させていただきたいと思っておりますので、開催につきましては、一応、年明け早々に今回は開催する予定をしております。これは29年度以降について委員会との諮問も何もしておりませんので、それをさせていただく予定でおります。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

諮問委員会は町長の諮問機関ですので、町長が招集をされずと委員会が開催されると、そういうふうになっております。前回、条例の見直しで統合化された。また、予算・決算については条例変更されております。

しかし、この委員会の大切さというのは、住民の方にいかに安心して供給をしていくかという、そこに大きな目的があると思うんです。この条例の中の第6条第2項には、簡易水道関係条例及び規則の制定、または改廃に関する事項、こういうことがあれば水道委員会を開きましょうというふうになっております。町長が諮問委員会を別に開かなくてもいい、意見は聞かなくてもいいというふうに思われたら、それは別ですけれども、やはり多くの人に、また地域から水道委員に出てこられるわけですから、そこの方の波及というのは住民の方に届きます。ですから、今、こういう状況ですよ。ですから安心安全な水を飲んでいただけるようになっております。それにこういうふうに努力しておりますというようなことは、やはりこれは私は必要なことやと思うんです。

それと、もう1点必要だと思っているのは、これまではいろんなことを広報で載せてこられました。これは大分古い広報ですけれども、広報の中に安心安全なお水をと、それから簡易水道事業は現在このようになっておりますよという、この広報を見れば住民は安心して飲んでいただける。安心していただける。安心と安全は言葉に少し違うところはあると思います。やはり安心していただくという、そこが私は欠けているのではないかと思います。

その辺、町長、答弁願います。

○町長（堀 忠雄君）

竹内議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

この水道行政というのは、私たち住民にとりまして健康の問題で非常に大事な問題というふうに思っております。そういう意味で、この水道行政についての、先ほど水

道委員会とか、そういった事項について諮問をさせていただく重要な事項というのは、今、ご質問がありましたように、大事なことは節々やっぱりかけていきたいと。

ただ、これについてのご案内で、早くから住民の不安がありました。これはやっぱり統合して湯船の一元化の中で水を飲みたいと、そういう声が西部地域からたくさん聞いておりました。私どもはそれに応えていかなきゃならん。ところが、先ほども言いましたように、統合計画を持って推進していかなきゃならない。これにあわせて財政計画もあるわけでありまして。こういったことに基づいては、水道委員に諮問をお諮りしながら計画を図り、そして国・府と協議を進めているわけなんですけど、しかし、それができるまで待っててくださいと、これはなかなか言えないですね。だから、その間、緊急避難措置というのをとらせていただいて、ここのところは余り説明はできていないというふうに思っております。これは公式の場でも、緊急避難が主ですよというのは緊急避難は緊急避難難です。早いこと一本化するというのが私は大事であると思っております。

これは今も担当課長が答弁いたしておりましたが、国の動きもあります。そういうことを含めて、それとあわせて西部には一部まだ古い管が残っております。これも早急にやらなきゃならん。早急という観点から努めていくのが私たちの仕事だと思っております。そういう意味で今の意見も聞かせていただいて、一日も早い、名実ともに統合できる条例をここでお願いする日を早く迎えたいと、こういう方向で努力してまいりたいと思っております。そういうかについては、やっぱり水道委員会というのは大事な事項を諮問するわけですから、これはやっぱりやっぱりやっぱりやっぱりという姿勢を、今、ご質問いただきまして私も反省しなきゃなりませんけど、水道委員会は大事ですよというご質問をいただくことは相当控えてないのかなと、こういう観点になりますので、今もお聞きしながら、私はこれはやっぱり次期次期とか、そういった不信をいただかないように、水道委員会に通じてでもご案内させていただくと、こういうことであります。

それと、もう一つ、なぜおくれたかということは、ご案内のとおり、和東町は簡易水道であります。上水道行政はないですね。簡易水道というのは厚生省で5,000人以下というところであります。やろうとしている当時の計画の中で5,000人を超えておりました。6,400人ぐらいのところからスタートしておりました、西部と東部と分けていかなきゃならない。一つは、西部と一気に統合したらよかったんですが、それは簡易水道上、なかなか難しい。今回、5,000人を切りましたので、5,000人を切った時点から協議を初めておる、こういうことでおくと、こういうことでご理解いただきたいんですが、国の動きも非常に水道を重要視されてきているというのは新聞紙上でも読ませていただいております。そして、今もありますように、先ほどの一元化することによって一時に早いこと監視できる体制をとっていかうということで、今、非常に大きなお金できょうお諮りしております。そういうことで、これからも、今も質問ありますように、大事なことでありますので、十分気をつけて今後かかってまいりたいと、このように思っております。

そういう意味で、水道委員会は私は大事なことと、また早いこと統合条例を持てるように努力するというのが当面の課題だと、このように思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

確かに、もう少し広報を細かくやっていくようにうちのほうも努力したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

質疑の途中ですが、ただいまから10時50分まで休憩いたします。

休憩（午前10時35分～午前10時50分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、質疑を続けます。

その前に、馬場建設事業課長より、先ほど報告漏れがありましたので、報告いたします。

○建設事業課長（馬場正実君）

失礼します。先ほど小西議員からいただきました質問につきまして、私の記憶で答えた部分につきまして訂正させていただきます。

請負額につきましては98.45でございます。ということで、経費率につきましては1.44ということでお願いします。

○議長（畑 武志君）

質疑はありませんか。

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

私からは、工事請負については私としては認識不足のところが多いんですけども、一つ教えていただきたいことがありまして質問させていただきます。

今回の契約が1億4,256万円ですか、消費税を引いて1億3,200万円の契約で、それで直接工事費を全て引いたら9,878万円になりまして、3,322万円、これは経費だと言われているんですけども、いわゆる工事費の一式で直接工事費で入札されているんだったら、どうして経費も一緒に議案書の中に書かれてないのかということが少し問題だと思います。我々みたいな素人の人間にはそういうところがあると思いますので、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

議案の資料でお示ししておりますのは、あくまでも直工の工事費ということでございます。本来ですとこれに経費、先ほど言いました1.44を核に案分しまして、各箇所の工事費を出すという資料を作成すればよかったですけれども、今回につきましては入札契約工事が1本ということで、直工とそれからあわせまして全体金額の1億4,200万円の議案にさせていただいたのが経過でございます。

確かに言われるとおり、先ほども小西議員からも指摘がありましたように、ここに経費を若干入れた形の資料をつくるということが私のほうのミスでございます。深くおわび申し上げます。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

普通、入札する場合は、一式で書いてある場合は、どの契約であっても経費まで含まれたものを金額としてされると思うんですけれども、それだったらこの議案書の中で経費の部分3,300万円余りの分を最後のところにでも書いておいていただけたら、我々みたいな者でもわかるんですけれども、こういうところがなぜできなかったのか、これを不審に思ったところなんですけれども、これについて説明いただけませんか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

まことに申しわけございません。あくまでも議案資料の作成の部分で一部記載をしなかったというのが現実でございます。各箇所ごとの工事が大体幾らかかるか、それに対して全体のくくりで幾らかかるかということで考えておりましたので、その辺に

つきましてはご理解のほうをよろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

それでしたらね、次回からは経費は別に一つずつ書かなくても、これだけの分は経費であるということはやっぱり議案書の中には示していただきたいと思います。それがなければ、この約3,300万円はどこへ行ったんだろうと私はすごく不審に思ったわけなんですよね。ですから、そうこともきっちり議案書の中には含んでいただきたいと思います、資料の中にね。

よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

それでは、私のほうからは、現課の考え方というんですか、姿勢についてお伺いしたいと思うんですけれど、前回の耐震の施設のときにもいろいろと質問させていただきましたけれども、臨時会というものに対する考え方、現課のほうはどのようにとらまえておられるのか、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今回の臨時会につきまして提案させていただきました内容につきましては、あくまでも工事契約の関係でございます。本来、9月の定例会のほうに間に合うようには一応事務としては進めてきたところですが、設計が上がりまして、それを入札する

と。先ほども言いましたように、特殊な工事でありますので、入札までの期間をそれなりに一般競争になりますので期間をとるということでとっておりました。

9月の初旬に入札の案内通知をしまして、一般公募します。その後、入札を9月30日という設定をしておまして、この件につきましては、お言葉を返すようですけども、9月に定例会に出せないんで臨時会を開いてほしいということにつきましてお願いしていた件でございます。できる限りは定例会で出せるように今後とも努力させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

当初に臨時会にかけさせていただく予定がありますよというお話は何っておりました。それありきの中でこの計画が進んでおったのではなかろうかと、そういうような感じを私は受けるんですよね。

といいますのも、先ほども竹内議員のほうから質問がありましたように、当初予算のほうでこの計画が既に盛り込まれておるわけなんですね。その中で時間系列等々を考えていったらですね、9月27日の定例会には十分この事件をかけられるというふうに私は理解するんですけども、その障害になったのはどういうものなのか、それについてご説明をお願いします。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

議会に対しての考え方ということなんですが、定例議会と臨時議会があるわけなんですけど、定例議会についてできる限り、決まっていますからね、定例ですから、集中してご審議いただける行政というのはやってきました。

ところが、最近では非常に複雑多様化し、今日のように工事請負とか地方創生とか、府・国と合わせてやらなきゃならん。だから、多くの町村が、臨時議会、定例議会とかこんないかんから、通年制をとっておられます。1年間通して議会、そうせな今の地方創生は間に合わなくなっている。精華町なんかは通年であるわけです。定例会が通年議会と。だから、和束町はまだ集中してなるべくやっついこうと、こういうことでありますので、先ほど課長もありますので、まずは9月定例会はわかっておっても、内容額が確定できなかつたり、工期期間が今ありますように、入札方法が変わってきました。指名競争入札が一般競争入札、こういう諸条件が大きく変わってきて、事務をするにも定例議会に合わせた事務がなかなかでき得ない。そのときにはやはりお願いしなきゃならん。それをまた次の議会を待っていくと工事もおくれますし、いろいろ繰り越さなきゃならん。時には事後繰り越しをしなきゃならん。そしたら次の事業にも影響がある。

こういう非常に大きな流れで、議員の皆さんにはこういうことでひとつ、できれば通年というよりも臨時議会ということをするならば、そういう時期に合ったお願いしたいなど。極力避けて集中させるように私も努力しておりますが、やむを得ないときは、これはやっぱり議会のことです。議員の皆さんから臨時議会に呼んだらいつでも来てくれる。やっぱり専決するよりも臨時議会でやるほうが大事やと、こういうお声も聞かせていただいているわけです。そういった声も大事にしながら、定例議会と臨時議会の中でやっておりますので、その辺のところはひとつ和束町のまちづくりをいかに国の行政、また国の事業を一つでも多く受けられるように臨時会をもっと融通のきく議会にしないと、余り議会に気を使うようでは事業がなかなか入れられないとか非常にやりにくいわけです。その辺ひとつご協力いただきたい。場合によっては通年という方法を考えてもいいんですけどもね、できればこれでやっていきたいと思っていますので、できるだけご協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

その思いというものは十分理解しております。現在におきましては、通年議会というものもかなり議会の中では開かれております。地方創生等々のお話もございました。これは確定した予算の中で、年度決めの中で消化していかなきゃならない、そういう問題もございます。しかしながら、今、私が申し上げているのは、時間的な余裕というものが結構ありながら、なおかつ、また後の予算 2 億円余りのお金を使って水源の整備をしていかなきゃならない、こういった後の工事を抱えている中で、今までのような形の中でやっておられると、やはり現課の姿勢というものがどういうものなのか、計画性を持ってやっているのか、こういうことが問われてくると思うんですね。それには何らかのこういった障害があってどうのこうのというものがあれば、私たちも仕事ですから、臨時会というものは速やかにつもりはしていますけれども、何かにつけても一つのこの事件について臨時会ならいいんだらうというふうな安易な中の決断をされているんじゃないかというふうな疑念を抱くわけなんで、その点について、先ほどいいましたように、現課の考え方、姿勢というものを私は問い正したいと、このように考えております。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の岡田議員の質問でございますけれども、流れをいいますと、平成 28 年度事業の予算の内示確定するのが大体 4 月の半ば前後、早ければ 4 月 1 日ということになります。その後、交付決定というのが行われます。交付決定が出た段階で初めて今年度の額が決まるという、これが事務的な流れになります。その関係で、この工事につきましては、ことしの 5 月に設計のほうを発注しております。その設計の発注後、うちのほうに金額までの設計が上がってきまして、それに金額を入れて調整をかけて、それ

でもう一回現場と調整を現状とかけ直すという時間が今回の場合ですと8月までかかっています。8月から、そこから一般競争入札。先ほど町長のほうからも答弁がありましたけども、約1カ月の期間がかかります。それで、入札が10月初旬になってしまったということで、これはある程度の業法の中で決まっておる日程を入れていきますので、その関係で、これでもぎりぎりいっぱいの日を持ってきているというのが現実でございます。

あわせて、先ほど2億円というお話がございましたけども、本年につきましては議会の議決案件はこの1件、それからあと3,000万円強の入札が2件、それから2,000万円強の入札が1件、そのうちの1件はもう終わっておりますので、2件ということで数字を進めています。基本的には年内完了。年内完了するにしましても、議会の議決がない限りは契約締結できないという部分がございますので、この部分につきましては今回の臨時会をお願いしたということでございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

交付決定とか、そういう金額的な流れは私はわからないんですけども、やはり予算に上げておって、そしてその流れで行きますよという事業計画いうものが1年間あるわけですね。その中には、その間に補助金というものがついてくる。ついてからスタートじゃないんですよね。1年間のスパンの中で、補助金がおりましたらすぐ次の事業に入っていけるという段取りをしておかんといかんと思うんですけども、その辺のことが私、理解できないんですけども。

先ほどの話ですと、5月、交付決定がおりたと。それから、スタートを切られていると。時間的には1カ月ほどしか余裕がなかったというふうなことになっているんですけども、当初予算でも決まっているんですからね、4月に、だから、順次順次おりたときには次はもうこの準備段階したものでスタートが切れるというふうな段取りを

しておかないと、いつまでたってもこのようなケースになってくるんじゃないだろうか
と私は危惧を感じるんですけど、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

質問の内容につきましては、ただ、こちらが言いたいのは、交付決定の額で初めて
ことしの事業費の大枠が決まると。今までは補助金事業の場合は全てほぼ内示額と同
等の額が来るという事業でございました。近年は補助事業というのが交付金事業にほ
ぼ移行しております。交付金につきましては全体額で来まして、その後で各町村で割
り振りということになりますので、そこで、委員会で出てましたけども、額の確定後
でないと、簡単にようかんのようには切れるようなものであれば、その段階でここまで
やりますということできるんですけども、一つの施設を例えば今回できないとなれば、
次の施設のものを持ってくるかという、そういういろんな入れかえの作業が要ります。
それで、できるだけ内定額の満額を使って工事をしようと考えますので、そこでの調
整が不測日数を要するということになります。

確かに、今、言われているように、来年の事業につきましては、今の段階で何をす
るかというのも、きょう現在で来年の事業については持ってます。例えば、先ほど言
いましたように、中央統合施設のシステムなど、これは幾らかわかっています。ただ、
来年の事業が、うちが要望する満額つけばすぐできますけども、その段階で幾らか削
減されてきた場合に、その削減した分の中から切り落とすという作業が必ず発生しま
す。それに時間を要するというだけではご理解いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

大体おっしゃることは意味がわかってきましたけどもけれども、今後、こういった事業が面々と32年まで続くわけですから、なるべく臨時会というのじゃなくて定例会にかかるように、あるいはまた、そういうようなスケジュールを綿密に組んでいただいて、議案書を提出していただけるように、万事していただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

まず、課長にお聞きしておきたいんですけども、先ほど小西議員の初めの質問に対して調べていただいて、98.45ということで落札率について数字を出していただきましたけども、それはこの議案を出すときの初めの段階になぜ用意していただけなかったのかということなんですね。

これはかなり基本的なデータやと思うんですよね。いわゆるこういったものが出るときに大体こういう落札率とかそういったものが質問に出るといのは想定できると思うんです。できないと、ある意味、ちゃんとした審議ができないということもありますから、そういう点では、やはり初めの質問のときに、こうですというふうに言えたら一番よかったんですけども、すぐに調べたらわかることだったのに、なぜそのときの段階でちゃんと用意していただけなかったのかというのが大変大きな疑問なんですけども、その辺はどうですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

まことに申しわけございません。私のほうの資料の手持ちの中に抜けていたということが原因でございます。

まことに申しわけございません。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

謝っていただくというよりも、これは今回だけじゃなくてこれまでも含めて、やはり本来ちゃんと用意しておくべきデータとかが今ないので、後でみたいなことが大変多いですから、特に、これだけの案件ですから、そういう点ではこういったことは基礎的な資料として今後ともちゃんとしていただきたいと思いますと思うんですが、その上で幾つかお聞きしておきたいんですけど、いわゆる98.45というのがどういう数字なのかということ詳しく私もわからない分があるんですけども、一応、先ほど副町長が言われたように、最高の価格と最低のところの間にある中で落札されたことなのという話なので、それ自身は適正なのかもしれないですけども、ただ、やはりいわゆる100%でいえば1.5ぐらいしかないという状況でいうと大変高い額ではあると思うんですね、率としては。そういった点で、この間、一般競争入札が導入されて、いろいろここだけじゃなくて連合も含めてですけども、いろんなそういった契約案件が出たときかなり高い率なんですよ、落札率そのものがね。ほぼ100に近いというのが出ているケースが多くて、それはそれでどうなのかなというご意見もあると思うんですね。その辺、今回の落札率についてはちょっと高いんじゃないかというように思われても仕方ない面もあるんですが、その辺、現課としてはどのようにお考えですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の質問についてお答えさせていただきます。

確かに、傾向的には落札額が高いというような話は私のほうにも聞くこともござい

ます。ただ、積算をまずしてもらいます。積算をした中で予定価格を決定します。予定価格を決定する段階で最低価格を設定します。この範囲の中におさまるということになるんですけども、今、情報公開ではないですけども、いろんな情報が飛び交って来ます。民間のほうで見積もってこられても、ほぼ予定価格で見積もってこられるのが現実です。あとは応札される方がどれだけ自分のところで切るかという話になりますので、その勝負の分かれ目がいろんな形に出ます。

今回の場合を事例にとっていいますと、最低価格よりも数十万円のところで見積もりをされている業者さんがおられます。これも見積もりをかなりシビアにやられていると。うちも入札前に相手方の見積もりを見ます。その中で適正に見積もられているかというのを確認した上で応札をさせていただいておりますので、高い安いにつきましては私のほうではコメントを避けさせていただきます。ただ、適正な価格で落札されているということにつきましては予定価格の範囲内でおさまっておりますので、その辺については問題ないと判断しております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる競争入札という意味でいうと、価格自身に競争が働いているかどうかというところだと思うんですね。今回の場合でいうと、初め5社があつて、そのうち2社が棄権された。あと3社でやったけども、2社が失格。いわゆる最低価格より下回ったということで失格ということで、今回とりあえず1社が残って、そこの1社の分になっているわけですけども、そういう点でいうと、余り競争が働いてないというような側面も否めない面もあると思うんです。

そこで、これは答えられたらお聞きしたいんですけども、今回、数十万円程度のことで失格になったという話がありましたけども、その辺の最低価格、今回の件についてですけども、というのは、大体この落札率でいうと、どの程度までが最低価格にな

るのか、その辺はわかりますか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

こちらのほうも公表されております。京都府のホームページを見ていただきますと計算式が公表されておまして、うちは京都府の最低価格の設定の仕方を準用しておりますので、まさに計算式でほぼ予定価格を出してこられたら、それに幾ら掛けて幾らを引けば最低価格が出るというのは大体ほぼ数十万円単位まではこの段階でつかめます。その中で、今回入れられた2社が落ちていると。大体のところですけども、86から88、89あたりが土木建築、それから他の工事の最低価格のラインになってきます。予定価格に対しての金額です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そうなりますと、大体、今回の98.45というのが、もちろんそれがいわゆる設定価格ですね、最高と最低の中の間という点はクリアしているという面はありますけども、ただ、もちろん先ほど副町長が言われたように、工事そのものが例えば安ければいいということじゃなくて、もちろん質の問題もありますから、いわゆる安かろう悪かろうで、安かって後でどんどん問題になるということも困りますから、一定の価格はちゃんと維持しなくちゃいけないというのはわかるんですけども、ただ、やはり最低価格のところでは88、89、90ぐらいが最低価格になるということでは、この開きというのが大変多くて例えば10%ぐらい違ってくるという点では、予算的にも大きな額になってくると思うんですね。いろいろ言っても、出どころはどこにしても、やはりこれは税金ですから、できるだけ節約できるというか、最低限のところま

でした上で質も保つということは大変求められているというふうに思うんですね。そういう点でも、今回の落札は大変高い落札率じゃないかという点でね、先ほど課長も、そう思われても仕方がないという面もありましたけども、その辺は町長としてどのようにお考えですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

入札で上限と下限を決めて入札をします。この条件のもとに入札しておりますから、これは一般競争入札ですから、1社でも入ってきますと、だめですねというわけにはいきませんので、その範囲内でまず落札者を決定します。いずれも中におられなかった、1業者もその範囲内には要らなかったら、そうすればお話し合いしながら、また建設関係のいろんな技術者の相談も受けながら、これで可能か可能でないかということをも十分措置して随意で話ができるという要素は残しますが、今回のこういう条件で入札を付しますと、1社だけ残ったら、あんた上限が高いからということとは言えないわけです。

先ほどもありましたように、この上限と下限になれば適切な落札者であるわけですからこれはやっぱりあんただめですよなんて、こんなことを言えるわけがない。これが入札制度なんです。だから、全部入らなかったほうが私はよかった。非常に私も、今、言われるように、1社が入ったのがよかったか悪かったか、次の手が打てなかったというのでは非常に高く落ちたなど、こんな思いを持っております。だから、間違いでもありませんし、どうしようもない話なんです。だったら、もっと下限を下げたらええと、これは今、建設省の大きな指導もありますし、やっぱり何がなしに、今まででしたら、町長が主観的に下げられたかわかりませんが、やっぱり下げる根拠を示さなきゃならん。公開も出てきております。そうなってくると、これは公開の要素じゃないとしてもですね、いろんな原則はやっぱりきちっとやっていかなきゃならない

と、こういう時代の流れは非常に下限も高くなってきていると、このように私は受けとめております。

いずれにしても、国の動き、うちだけではいけませんので、入札制度そのものでもありますので、今後、そういったことも注視しながら、時代に合った対応をしていかなきゃならんと、このように思っております。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、採決いたします。

議案第51号 西部・木屋地区等遠隔監視システム構築電気計装設備工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、議案第51号 西部・木屋地区等遠隔監視システム構築電気計装設備工事請負契約の締結については、否決されました。

日程第6、議案第52号 湯船森林公園水利確保用給水車購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第52号の提案理由を申し上げます。

湯船森林公園水利確保用給水車購入について、平成27年10月14日に購入を決定いたしました。購入契約金額が700万円を超えましたので、地方自治法第96

条第1項第8号の規定により議会の議決を求めたく、ここに提案させていただいた次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私から、議案第52号につきまして、朗読をもちましてご説明申し上げます。

議案第52号

湯船森林公園水利確保用給水車購入契約の締結について

湯船森林公園水利確保用給水車購入契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|-------------------------------------|
| 1 | 事業名 | 地方創生推進交付金事業 |
| 2 | 備品名 | 給水車〔3t〕 |
| 3 | 納入場所 | 和束町役場 〔京都府相楽郡和束町釜塚生水14-2〕 |
| 4 | 契約金額 | 1,058万7,240円 (内消費税等相当額78万4,240円) |
| 5 | 契約の相手方 | 極東開発工業株式会社関西支社 京都営業所 所長 沢田裕二 |
| 6 | 契約の方法 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による 随意契約 |
| 7 | 納入期限 | 平成29年3月24日 |
| 8 | 支出科目 | 和束町一般会計 |

- (款) 5 農林業費
- (項) 2 林業費
- (目) 2 林業振興費
- (節) 1 8 備品購入費

平成28年10月19日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、No.52の資料で説明させていただきます。

湯船森林公園水利確保用給水車。1番、2番は先ほどご説明いたしましたので、3番、備品概要でステンレス製タンク3トン給水車1台ということでございます。

右側に特記使用車でございますので、通常、これがそのまま今回の購入車両という形じゃないんですが、参考のためにつけさせていただいておりますので、今回購入いたしますのは、A3左側ページの中段、3トン車級という給水車でございます。

これにつきましては、先ほどご説明いたしましたように、湯船森林公園の水利確保用給水車ということで、地方創生推進交付金事業、茶源郷和東スポーツ聖地化づくり事業の自転車を活用し、茶源郷和東の魅力を世界へというようなタイトルで、地方創生推進交付金の採択を受けました。マウンテンバイク等で汚れた自転車、また参加者の方に対する給水等を行うということの目的で、今回、国のほうに事業として上げたものでございます。

また、この給水車両につきましては、本町水道の断水が発生したときの給水、また被災地への給水応援というような形で最近よく来ておりますので、そういったところにも対応できるかなということでございます。二次的な効果もあるかというふうに思っております。

給水車の車体は、今、言いましたように、中段、3トン級ということで、容量3,000リットルのステンレス製のタンク、それから揚水ということで、水を上に上げるポンプも乗せておりまして、高所のタンク等に送水ができるというような機能を有

することとなっております。

また、その他の搭載品といたしましては、消火器やスピーカーつき赤色散光式蛍光灯、それから伸縮回転式のLED作業灯、100ボルト電源用インバーター及び電源コンセントを有しておりますので、災害の際、また周辺の方に対してのサービスもできると、援助もできるということでございますので、以上、お含みいただきまして、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

今、東本課長の説明で、水道が断水のとときか災害のときの給水の応援に行くときに使用するという事と言われましたので、よかったなと思っております。森林公園の水利確保とって、水道施設は森林公園はありませんから、あそこだけを使用目的にされて1,000万円もするようなものを買ってもらったら、和東の町民が大部分の方が、何やと頭をひねられると思います。やはり断水したときとか、そういうときに使われるということでしたら納得はいただけると思うんですが、東本課長、これはいつ入札されましたか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

小西議員のご質問にお答えいたします。

予定では10月14日に入札を予定しておりましたが、辞退者が発生いたしまして、その後、随意契約に方式を変えております。ということで、入札は不調ということでございます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

随意契約と書いてありますから、私、後でまた言おうと思ったんですけども、教えていただいてありがとうございます。この随契ぐらい私、読めますので。

10月14日ということは、10月14日に辞退者が出たということですね。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

13日の夕刻に辞退届が届きまして、そこから入札は成立しませんでしたので、入札不調ということで中止を決定いたしまして、あと、随意契約に向けての調整をしたということでございます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

これは特殊な車だと思います。よくよくわかります。何社ぐらい声かけられたんですか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

指名願、本町、2年分で受けておるんですけど、その指名願の中には1社しか給水車を発注できる業者がございませんでした。インターネット等を通じまして京都府内で給水車を販売できる会社を探しまして、ようやく3社、とりあえず入札成立をさすためには3社が必要でございましたので、3社を確定いたしまして、これに向けての入札ということでございます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

辞退されたということは、私の考えですよ。切りの単価が低過ぎたんじゃないですか。だから、入札参加できない。それともお茶を飲みながらお話をされたかどっちかしかないですわね。そういうように私、とるんですけれど、その辺、私のげすの勘ぐりでしょうか、今、はやりのげす。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

辞退届につきましては、入札当日の入札開始まで提出することができます。この業者、13日に持ってきております業者の届けでありますのは、架装上の問題がございますということでございまして、本町が指定しております装備品の関係であるというようなことで辞退届になっておりまして、今の話の中でですね、メーカーを何社というんですか、入札社を何社指定しているかというのは相手先には聞こえておりません。当然当たり前の話です。通知書が行っているだけでございますので、今おっしゃったような心配はしていただくなくて大丈夫だということでよろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

京都だと今、限定されましたよね。京都って言われましたよね。京都より近畿一円ぐらいに広く求められたら、またあったかもわかりませんよね。その辺、これから広く考えてやってほしいと思います。

それと、10月13日の夕方にわかったということですよ。14日に決定したと

ということですね。そして、この議案書ができたのが14日ということでしたね。14日の何時ごろできましたか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

議案書の製作につきましては総務課でございますので、お配りする形になった時点ではわかりません。ただ、13日に辞退届が出ましたので、そちらからすぐに14日が入札日ということございましたので、急遽、入札成立しないと、不調であるということが確定しましたので、あとの残りの2社にですね、本来でしたら入札で競争していただく分ではございましたが、見積書を提出していただきまして、あくまでも幾らでできますかというような形の処理になっております。よろしくお願ひします。

ただ、議案書につきましては総務課でございますので、済みません。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

ということは、14日に総務課に行ったということで、そうですね。14日には総務課でわかっていたということで、総務課もやはり14日金曜日に来て、そしてそれから議案書ができてなかなかそういうわけにいかないということですね。やはりもういっぱいいっぱい。なぜ、このような日にちまで入札の設定の日になったか、その辺のことを教えていただけますか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

9月定例会前の常任委員会の中でもお願いしてたんですけども、地方創生、これ100%国の補助金でございます。この事業分と、それからまたほかの抱き合わせもあったんですけども、地方創生の交付決定がそろそろ来るというようなお話をさせていただいたと思うんです。また、そのときにも臨時会をお願いすることがあるかもしれない。また、給水車は特装車で納期がありますので、早急な発注が必要なので臨時会をお願いすることになるかもしれないというようなお願いをさせていただいた段がご記憶にあるかと思います。

その決定が9月13日に参りまして、ただ、委員会でもご説明させていただいた時点の以降でも早目に手立てを打たないといけないという事で、私のところには給水車というような選択するような能力というか、持っておりませんでしたので、建設事業課のほうに相談させていただきまして、どんな給水車かというようなところで調整を図っていただきまして、9月の頭ぐらいに宇治市と京田辺市と木津川市の水道課のほうに行って、どんなものが給水車であるのか、また仕様書はどういった形で発注したのかというような調査もしていただきまして、9月13日に交付決定をいただいたということで、そのあたりの資料を集めながら事務をしていたんですけど、10月19日に臨時会が開かれるということを知りましたので、横の連携が悪かったんですけど、産業常任委員会するときにも建設課長も臨時会というお話もさせてもらっていましたし、私どもも臨時会のお話をさせてもらっていたので、あわせたらいいという頭は持っていたんですけど、ちょうどそのあたり、19日と知り得たのが遅かったんで、そのあたりからバタバタとなりましたので、今、言いました14日のあたりの設定、業者に向けての入札するにしても、向こうの会社の中の内部検討なりそういったものも必要ですので、1週間程度、業者のほうにも日を持たさんならんというところから、きわきわの仕事になってしまったということでございますが、そういった状態でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

お金のことも国のほうの交付金のこともよくわかります。わかりますけれど、二つの課で連携しながらやっているのに、もうちょっとやり方があると思うんです。これからやはりこういうことはもう少しスムーズにできるようになって、議会が19日に開かれる。それなのにこういうような状態やと、入札やったのが金曜日にやったということですよ。これから気をつけてください。

以上。

ちょっと話が外れるんですが、よろしいですか。きつく外れませんから。

今のことに关しまして、私、なぜ入札の日にちを最初のことで聞いているか、そして湯船の財産区のことでも、いつ、どういふような感じで流れが来ているかということ聞いておりました。今回の給水車の関係は10月14日金曜日、13日にわかっていて14日に総務課に上がっても、14日の金曜日に上がって、その議案書が土曜日の私、外へ出てましたから何時か知りませんが、議会事務局が持ってきました。それは結構なんです。何も招集通知は町長が3日前に招集すればいいんですから、臨時会であろうが。そしたら私たちは、3日前ですから、19日は入らないはず。16日、日曜日の招集をしても構わないですよ。あそこに張り出してもらったらいんですよ、玄関に。そしたら、私たちはここに来ないとだめなんです。それが義務なんです。議案書は当日、きょう19日に出してもらっても結構なんです。ですから何も急いで議案書を回せて、配付せいか、そんなことを言うてんじゃないんですよ。

ただ、今まではできるだけ早く配付して、議事進行がスムーズにいくように慣例でこうなっていたんです。それで今まで議会が開かれていたはず。ですから、私、何も議案を早く配れとか何とか言っているんじゃないで、ただ、行政も議会とスムーズに、この議場がスムーズに流れるようにしなければならぬと思つたら、やはり早

目に議案を配っていただいて、私たちにいろんなことを考える時間を与えていただきましたら、きょうはこんな時間にならずに、もっと早く済んだと思うんですよね。

土日は担当の課長さんは出てきておられませんよね。当たり前です。土曜日、日曜日、祭日はお休み、そんなことは当たり前ですから、今は。ですから、月曜日、火曜日と2日間だけです。そのうちの1日は戦没者の関係でバタバタしますよね。そして、私たち10人、いろんなことをしたら業務がとまりますよね。そういうことにならないようにスムーズにするために一日も早く議案書を各議員に配るということがやはりいいことだと、その目的が達せられますよね。ですから、できるだけ今回のような3件ぐらいで11時35分回るような事態にならないように、議長、これからはきびしく町長と副町長に申し入れください。

それと、議会事務局の職員に土曜日、日曜日に議案を配付させるようなことは今回限りで終わりにしてあげてやってください。

よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

議長より答弁いたします。

議案配付書については私のほうから指示はいたしておりません。

ほかにはないですね。

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

私から一つだけ確認させていただきたいと思っております。

先ほど議案書の提案のところですね、また小西議員のほうからも給水車の使用的な、能力的なことをお伺いさせていただきました。

そもそも給水車は、生活用水を供給するための自動車というふうな名目でございます。それで、予算のとり方の目的が、マウンテンバイク等々の形で予算をとっておら

れます。しかしながら、それだけで私は不十分だと思っておりましたが、先ほど議案の提案の中で、災害とか、そういった緊急避難のときに使用可能だというふうなことをおっしゃっていただきましたので、これであつたら住民の理解が十分金額的にも得られるであろうと、このように理解をさせていただきました。

それで、そのために加圧給水車のポンプの能力についてもう少しお伺いさせていただきたい。高さはどれぐらいのところまでポンプアップができるのかとか、あるいはいろいろ災害等がありましたら、道路が遮断される。そこで、給水が必要になってくる。そういったときに延長ホース等々でつないでいかなきゃならない。そういったことを想定した中で、どういったところまで給水車の能力が発揮できるのか、その辺についてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

岡田議員のご質問にお答えいたします。

周辺各水道局の課のほうですね、市のほうに寄せていただきまして、最新の給水車の状態なり確認をしてきてくれました。その中で揚水、水を上げていくことも本町の配水池に向けて水も上げていかならんでしょうし、その位置で固定して機能が発揮できるかどうかわかりませんので、そういったところでその附属機能で、一応、1分当たり350リットル、それから最大揚底が30メートル以上ということで発注の仕様の中に入れておりまして、30メートルの高さまで垂直に上がります。また、350リットル、1分間350リットルで、10分足らずで3,000リットルは配水できるというような能力を持たせてものにさせていただいております。また、ありましたように、事業目的は比率として考えていただいたら結構かというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第52号 湯船森林公園水利確保用給水車購入契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第52号 湯船森林公園水利確保用給水車購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

第3回の臨時議会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきますと思います。

予定させていただきました条例の改正、契約2件でございますが、条例の改正、そしてただいまの契約については、原案どおりご承認いただきまして本当にありがとうございます。また、一部契約につきましては否決をいただきました。この否決された内容ということにつきまして真摯に受けとめながら再考させていただきたいと、このように思っております。

今後におきましても、そういった慎重なご審議、またご理解等よろしくお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

これもちまして、平成28年和東町議会第3回臨時会を閉会いたします。

本日は、ご苦労さまでございました。

午前11時43分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 28 年 12 月 14 日

和東町議会議長 畑 武 志

署名者

和東町議会議員 小 西 啓

〃

和東町議会議員 岡 田 勇